

2、3年生の保護者の皆様へ

PTA・後援会費の減免申請の御案内です。

◆PTA・後援会費の減免申請について

以下に該当し、PTA・後援会費の減免申請を御希望の場合は、
5月15日(水)までに学校の事務室へ申請書類一式を取りに来てください。
(生徒・保護者どちらでも受け取り可)
この用紙を御持参くださるとスムーズにお渡しできます。

◆PTA会費及び後援会費減免の対象となる事由

- ・児童扶養手当を受給している。
- ・令和6年度の市町村民税の所得割が非課税。(保護者(2名の場合は両方)の所得割が非課税)
- ・令和6年4月1日以前1年以内に、天災、その他不慮の災害を受けた。
- ・令和6年4月1日以前1年以内に、保護者が死亡または長期の傷病にかかったため、収入が減少した(非課税相当の減少)。
- ・令和4年1月1日以降に失職・転職等で保護者の収入が減少した(非課税相当の家計急変)。
- ・生活保護を受給している。
- ・「奨学のための給付金」の受給対象となるもの。(6月中旬ごろに申請の御案内いたします。)
- ・その他、会費の納入が困難なものとして校長が特に認めるもの。

◆免除される金額

- PTA会費 3,000円(年額)
- 後援会費 28,200円(年額)

埼玉県立大宮南高等学校

担当：事務室 授業料担当

TEL 048-623-7329
(平日 8:30~17:00)